

# 宿 泊 約 款

(本約款の適用)

## 第 1 条

① いまばり湯ノ浦ハイツ(以下「当館」といいます。)の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

②前項の規定にかかわらず、当館は、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲内で特約に応じることがあります。

(宿泊引き受けの拒絶)

## 第 2 条

① 当館は、次の場合には、宿泊のお引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(満員)のための客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると認められたとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) 身体衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快感を抱かせると認められるとき。
- (9) 愛媛県条例第 44 号(愛媛県旅館業施行条例)第 5 条の規定に該当するとき。

(氏名等の明告)

## 第 3 条

① 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、その申込者に次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、年齢および職業
- (2) その他当館が必要と認めた事項

(予約金)

## 第 4 条

① 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が 3 日を超える場合は、3 日間)の宿泊料金を限度とする予約金のお支払いを求めることがあります。

② 前項の予約金は次条の宿泊予約の解除があったときは、同条の違約金に充当し、残額があるときは返還します。

(予約の解除)

## 第 5 条

① 当館は、宿泊予約の申込者がその予約の全部または一部を解除したときには、次の違約金をいただきます。

違約金

予約解除の通知を受けた日	当日	前日	2~5日前
違約金	100%	50%	10%

② 当館は宿泊者が連絡をせず、宿泊当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻の通知を受けている場合は、その時刻から 2 時間を経過した時刻)になっても到着しないときは、宿泊予約は、申込者より解除されたものとみなして処理します。

③ 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰することができない場合と証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

## 第 6 条

① 当館は、別に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することがあります。

- (1) 第 2 条の第 3 号から第 9 号までの一つに該当することになったとき。

(2) 第 3 条第 1 号の事項の明告を求めた場合に期限までにそれらの事項が明告されないとき

(3) 第 4 条第 1 項の予約金の支払いを請求した場合に、期限までにその支払がなかったとき

② 前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

## 第 7 条

① 宿泊者には、宿泊日当日当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 第 3 条第 1 号の事項
- (2) 外国人にあつては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当館が必要と認めた事項

(利用時刻)

## 第 8 条

① 当館のチェックインは午後 3 時とします。また、チェックアウトは午前 10 時とします。

② 当館は前項の規定にかかわらず、チェックインタイム以前に、また、チェックアウトタイムを超えて客室の利用に応じる場合があります。この場合においては、滞在時間が 30 分を超え 1 時間毎に宿泊料金の 10%、3 時間を超えますと 50%、5 時間を超えますと 100% 頂戴します。

(営業時間等)

## 第 9 条

① 当館の営業時間は「宿泊ご案内」に掲載のとおりとなっています。

(利用規則の遵守)

## 第 10 条

① 宿泊者は、館内において、当館の定める利用規則、「お泊まりのお客様へ」に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

## 第 11 条

① 当館は、お引き受けした宿泊期間中であっても、次の場合は宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 9 号までの一つに該当することになったとき
- (2) 前条の利用規則「お泊まりのお客様へ」に従わないとき

(料金の支払い)

## 第 12 条

① 料金の支払いは、通貨をもって宿泊者の出発の際または当館が請求した時、フロントにてお支払いいただきます。

② 宿泊者が客室の利用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても、所定の宿泊料金をいただきます。

(宿泊の責任)

## 第 13 条

① 宿泊に関する責任は、宿泊者がフロントにおいて宿泊の登録をした時、または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。

② 当館の責に帰すべき理由により客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

③ フロントでお預かりした宿泊者の貴重品以外の物品事故については、当館は責任を負いかねます。